

# 長野県歯科保健推進条例の一部改正について

## 1 一部改正の背景

本条例は、健康長寿県の確立に寄与することを目的とし、県民が生涯を通じて必要な歯科に関する保健医療サービスを受けることができる環境を整備することを基本理念として、平成 22 年 10 月に議員提案により制定された。

制定から 10 年が経過した現在では、「オーラルフレイル」に象徴されるように、口腔機能の維持と全身の健康とのつながりがますます重要視されている。

これを踏まえ、長野県議会では、目的に「健康寿命の延伸」を明記し、その実現に向けた基本的施策を新たに定める等の改正を行った。

## 2 一部改正の概要

### 題 名

「長野県歯科口腔保健推進条例」とした。

### 目 的（第 1 条） ※「健康寿命の延伸」を加えた。

この条例は、歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。

### 基本的施策（第 10 条） ※以下の 6 項目を加えた。

項 目	規定の内容
①県民が定期的に歯科口腔に係る 検診及び歯科保健指導を受ける ための取組の推進	第 10 条(2)【新設】 <u>県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導 を受けるための取組の推進に関すること。</u>

②災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供のための体制の確保	第 10 条(7)【新設】 <u>災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。</u>
③歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実	第 10 条(8)【新設】 <u>歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に</u> <u>関すること。</u>
④歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質の向上	第 10 条(9)【改正】※改正前第 10 条(6) <u>歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保</u> <u>及び資質の向上に関すること。</u>
⑤オーラルフレイル対策の推進	第 10 条(13)【新設】 <u>オーラルフレイル対策（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを予防するための取組をい</u> <u>う。）の推進に関すること。</u>
⑥感染症の予防対策	第 10 条(14)【改正】※改正前第 10 条(10) 前各号に掲げるもののほか、 <u>感染症の予防対策</u> 、たばこによる歯及び口腔の健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策その他の歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。